

高度管理医療機器等営業所管理者兼務許可申請書

事 項	高度管理医療機器等販売業・貸与業の営業所の管理者を兼務しようとするとき
根拠法令	法 律 第 39 条の 2 第 2 項ただし書 施行細則 第 6 条 通 知 「高度管理医療機器等営業所管理者の兼務について」（平成 26 年 11 月 18 日付け 26 薬第 333 号）
提出部数	1 部（松本市保健所）
添付書類	なし
そ の 他	1 兼務が認められる基準については、松本市保健所に確認すること。 2 兼務許可の内容を変更しようとするとき（管理者の変更を含む。）は、新たに兼務許可を申請した上で、現に受けている兼務許可の廃止を届け出ること。

(別紙様式1)

高度管理医療機器等営業所管理者兼務許可申請書

管 理 者	氏 名	
	住 所	
管 理 して いる 営 業 所	名 称	
	所 在 地	
兼 務 し よ う と す る 営 業 所	名 称	
	所 在 地	
業 務 内 容		
備 考		

上記により、高度管理医療機器等営業所管理者兼務の許可を申請します。

年 月 日

(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
住 所 〒

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
氏 名

松本市長

殿